

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、他の規程に特別の定がある場合を除くほか、業務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営に資すると共に、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 内国旅行 <u>本邦(本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに付属する島の存する領域をいう。次号において同じ。)</u>における旅行をいう。</p> <p>(2) 外国旅行 <u>本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下この号において同じ。)</u>との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(3) 職員 地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「法人」という)の職員をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が業務のため旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 遺族 死亡した職員の配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(7) 旅行役務提供者 <u>旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)</u>その他の理事長が別に定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、法人と旅行役務提供契約(旅行者等が法人に対して旅行に係る役務その他の理事長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、法人が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条～第12条)</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費(第13条～第23条)</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費(第24条～第33条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第34条～第37条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的) 第1条 この規程は、他の規程に特別の定がある場合を除くほか、業務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営に資すると共に、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>本邦 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに付属する島の存する領域をいう。</u></p> <p>(2) <u>外国 本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。</u></p> <p>(3) <u>県内旅行 神奈川県内における旅行、神奈川県と東京都の区の存する区域との間における旅行及び理事長が指定する職員の特定地域への旅行をいう。</u></p> <p>(4) <u>県外旅行 前号に定める地域を除いた本邦内及び当該本邦と前号に定める地域との間における旅行をいう。</u></p> <p>(5) <u>内国旅行 県内旅行及び県外旅行をいう。</u></p> <p>(6) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(7) 職員 地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「法人」という)の職員をいう。</p> <p>(8) 出張 職員が業務のため旅行することをいう。</p> <p>(9) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(10) <u>扶養親族 職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(11) 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 この規程において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する規程第8条に掲げる事務職等給料表(1)による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、理事長が別に定めるこれに相当する職務をいうものとする。</u></p>	<p>各号の記載整理及び運用通知へ整理した項目を削除</p> <p>旅費の各規定の改正により記載の無くなった用語を削除</p> <p>旅行役務提供者への旅費の直接支払いを可能とする改正に合わせて用語を追加</p>

新	旧	改正理由等
<p>(削除)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員、<u>その配偶者若しくは子</u>又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下退職等という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張<u>又は赴任</u>のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p><u>(6) 職員が出張又は赴任のため理事長が別に定める外国旅行中にその配偶者又は子が死亡した場合には、当該職員</u></p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第2項第2号又は第62条各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が<u>次条第3項</u>の規定により<u>旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他理事長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で理事長が別に定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が別に定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p><u>6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、法人が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令)</p> <p>第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令<u>の変更をする</u>必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は<u>次条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、<u>又はその変更をする</u>には、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に</p>	<p><u>3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（東京都の区の存する地域にあっては、区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下退職等という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(新設)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第2項第2号又は第62条各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）</u>がその出発前に<u>第4条第3項</u>の規定により<u>旅行命令等を取り消され</u>又は死亡した場合<u>において、</u>当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失と<u>なった金額で理事長が別に</u>定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>理事長が別に</u>定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(旅行命令)</p> <p>第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令<u>を変更（取消しを含む。以下同じ。）する</u>必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は<u>第5条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令を発し<u>又はこれを変更する</u>には、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に当</p>	<p>記載整理</p> <p>旅行中に配偶者又は子が死亡した場合に新たに旅費を支給する改正</p> <p>旅行命令の変更においてすでに支出した額の支給をする改正</p> <p>旅行役務提供者への旅費の直接支払いを可能とする改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>に当該旅行に関する事項を記載する時間的余裕がない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、<u>又はその変更を</u>することができる。この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、理事長が別に定める。</p> <p>(旅行命令に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして理事長が別に定める種目及び内容に基づき</u>、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>該旅行に関する事項を記載する時間的余裕がない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し<u>又はこれを</u>変更することができる。この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、理事長が別に定める。</p> <p>(旅行命令に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p><u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、移転料、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p><u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。</u></p> <p><u>6 日当は、外国への出張について、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 食料は、旅行中に宿泊料が支給されない夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 移転料は、赴任（理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続いて採用された職員及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条について同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p><u>11 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。</u></p> <p><u>12 旅行雑費は、出張に伴う雑費について、1日当たりの実費額により支給する。</u></p> <p><u>13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。</u></p> <p><u>14 外国旅行のうち、第32条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、外国旅行手当を旅費として支給する。</u></p> <p><u>15 内国旅行又は外国旅行のうち第36条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、航海日当を旅費として支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>細則第4条から第15条に整理するため削除</p>

新	旧	改正理由等
(削除)	<p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p>	実費支給に伴い削除
(削除)	<p><u>第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u></p> <p><u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u></p>	実費支給に伴い削除
(削除)	<p><u>第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする理由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p>	実費支給に伴い削除
(削除)	<p><u>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p>	要綱第31条に整理するため削除
<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p><u>4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて理事長が別に定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。</u></p> <p><u>5 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第</u></p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u></p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、理事長が別に定める。</u></p>	旅行役務提供者及び電磁的記録の記載を追加

新	旧	改正理由等
<p>3項に規定する期間は、理事長が別に定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 内国旅行の旅費</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金</u></p> <p><u>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号に規定する運賃の等級と同一等級の急行料金</u></p> <p><u>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p><u>(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金</u></p> <p><u>(5) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する寝台料金のほか、特別車両料金</u></p> <p><u>(6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第3号に規定する急行料金は、県外旅行によるもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 第1項第6号に規定する座席指定料金は、県外旅行によるもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に規定するもの</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に規定するもののうち、片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金</u></p> <p><u>(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p><u>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p>	<p>細則第5条に整理するため削除</p> <p>細則第6条に整理するため削除</p>

新	旧	改正理由等
(削除)	<u>(航空賃)</u> 第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。	細則第7条に整理するため削除
(削除)	<u>(車賃)</u> 第16条 車賃の額は、実費額による。 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、理事長が別に定める。	細則第8条に整理するため削除
(削除)	<u>(宿泊料)</u> 第17条 宿泊料の額は、次の各号に規定する額とする。 (1) 甲地方の場合 1夜につき13,000円 (2) 乙地方の場合 1夜につき11,700円 2 県内旅行における宿泊料の額は、前項第1号に規定する額とする。 3 第13条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合及び前条第1項の規定により車中泊し、その車賃の額を支給する場合による宿泊料は、第1項の規定にかかわらず支給しない。 4 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 5 甲地方及び乙地方の地域は、理事長が別に定める。	細則第9条に整理するため削除
(削除)	<u>(食事料)</u> 第18条 食事料の額は、1夜につき2,400円とする。 2 食事料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1) 前条第3項の規定に該当する場合で、鉄道賃若しくは車賃のほかに別に食費を要するとき又は鉄道賃若しくは車賃を要しないが食費を要する場合 (2) 船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合	廃止
(削除)	<u>(移転料)</u> 第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額 (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額） 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。	名称を転居費とし細則第12条に整理するため削除
(削除)	<u>(扶養親族移転料)</u> 第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額 ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び	名称を家族移転費とし、細則第13条に整理するため削除

新	旧	改正理由等
	<p><u>車賃の全額並びに宿泊料及び食事料</u> <u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u> <u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び食事料。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。</u> <u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u> <u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p>	
(削除)	<p><u>(旅行雑費)</u> <u>第21条 旅行雑費の額は、1日につき上限120円とする。</u> <u>2 旅行雑費は、出張中に業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員が通信連絡費を負担した場合に限り、支給する。</u></p>	細則第14条に整理するため削除
(削除)	<p><u>(退職者等の旅費)</u> <u>第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費</u> <u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p>	細則第17条及び要綱第16条に整理するため削除
(削除)	<p><u>(遺族の旅費)</u> <u>第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第11号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> <u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p>	細則第18条及び要綱第17条に整理するため削除
(削除)	<p><u>第3章 外国旅行の旅費</u></p>	
(削除)	<p><u>(本邦通過の場合の旅費)</u> <u>第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又</u></p>	要綱第30条に整理するため削除

新	旧	改正理由等
(削除)	<p>は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については本章に規定するところによる。</p> <p><u>(鉄道賃)</u> 第25条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。 (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に掲げる運賃 ア 6級以上の職務にある者については、最上級の運賃 イ 5級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃 (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃 (4) 6級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃 (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</p>	<p>細則第5条に整理するため削除</p>
(削除)	<p><u>(船賃)</u> 第26条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にあるものについては最上級の直近下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については6級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃 イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にある者については中級の運賃、5級以下の職務にある者については下級の運賃 ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 (3) 6級以上の職務にある者が、業務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃 (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p>	<p>細則第6条に整理するため削除</p>
(削除)	<p><u>(航空賃及び車賃)</u> 第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）で現に支払ったものによる。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 2 車賃の額は、実費額による。</p>	<p>細則第7条及び第8条に整理するため削除</p>
(削除)	<p><u>(日当、宿泊料及び食事料)</u> 第28条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。 2 第25条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。 3 食事料の額は、別表第2の定額による。 4 第17条第4項及び第18条第2項第2号の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。</p>	<p>細則第9条に整理するため削除 食事料は廃止</p>

新	旧	改正理由等
(削除)	<p><u>(支度料)</u> <u>第29条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u> <u>2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は前項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u></p>	廃止
(削除)	<p><u>(旅行雑費)</u> <u>第30条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>	名称を渡航雑費とし、細則第15条に整理するため削除
(削除)	<p><u>(死亡手当)</u> <u>第31条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。</u> <u>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u> <u>3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p>	細則第16条に整理するため削除
(削除)	<p><u>(外国旅行手当)</u> <u>第32条 第6条第14項の規定により外国旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと理事長が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度理事長が定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。</u></p>	廃止
(削除)	<p><u>(退職者等の旅費)</u> <u>第33条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦への旅行をした場合に限り、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</u> <u>イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p>	細則第17条に整理するため削除
(削除)	<p><u>第4章 雑則</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u> <u>第34条 理事長は、旅行者が業務の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> <u>2 理事長は、旅行者がこの規程による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その必要とする部分の旅費を支給することができる。</u></p>	

新	旧	改正理由等
<p>(旅費の特例) 第9条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する理由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき又はこの規程により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(旅費の返納) 第10条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程若しくはこれに基づき理事長が別に定めるものに違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 2 旅行者がこの規程若しくはこれに基づき理事長が別に定めるものに違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。 3 前項に規定する給与の種類は、理事長が別に定める。</p> <p>(理事長の監督) 第11条 理事長は、この規程の適正な執行を確保するため、支出命令権者に対して、この規程の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの規程の執行について必要な措置を求めることができる。</p> <p>(準用規定) 第12条 職員以外の者が、法人の機関の依頼に応じ業務の遂行を援助するため旅行した場合、その他理事長が特に必要と認めた場合には、職員の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>(実施規定) 第13条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 削除</p> <p>附則 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。 2 改正後の第2条第1項第10号及び第11号並びに第21条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。</p> <p>附則 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の第2条第1項第9号の規定（新たに採用された職員の旅行に係る部分に限る。）は、この規程の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に</p>	<p>(旅費の特例) 第35条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する理由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき又はこの規程により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(新設) 第36条 職員以外の者が、法人の機関の依頼に応じ業務の遂行を援助するため旅行した場合、その他理事長が特に必要と認めた場合には、職員の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>(実施規定) 第37条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 <u>内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、理事長が特例を定める内国旅行のため支給するものを除き、当分の間、第13条第1項第5号及び第14条第1項第5号の規定は適用しない。</u></p> <p>附則 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。 2 改正後の第2条第1項第10号及び第11号並びに第21条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。</p> <p>附則 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の第2条第1項第9号の規定（新たに採用された職員の旅行に係る部分に限る。）は、この規程の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に</p>	<p>旅費の返納について明記</p> <p>理事長が支出命令権者に報告を求め、実地監査をする改正</p> <p>特別車両料金及び特別船室料金に係る改正に併せて、両料金を支給しないとする附則を削除</p>

新	旧	改正理由等
<p>伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。</p> <p>附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則 (施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程（以下「改正後の旅費規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費規程第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程（以下「改正前の旅費規程」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費規程第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、改正後の旅費規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 改正後の旅費規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 改正後の旅費規程第3条第4項及び第5項（これらの規定を改正後の旅費規程附則第3項及び第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、同条第4項及び第5項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費規程第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>5 改正後の旅費規程第10条の規定は、改正後の旅費規程若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき理事長が別に定めるものに違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。</u></p>	<p>伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。</p> <p>附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>	

新	旧								改正理由等							
(削除)	別表第1（第19条関係） 内国旅行の旅費 移転料															
	区分	鉄道50 キロメー トル未満	鉄道50 キロメー トル以上 100キロ メートル 未満	鉄道100 キロメー トル以上 250キロ メートル 未満	鉄道250 キロメー トル以上 450キロ メートル 未満	鉄道450 キロメー トル以上 900キロ メートル 未満	鉄道900 キロメー トル以上 1,400キ ロメー トル未満	鉄道 1,400キ ロメー トル以上 2,000キ ロメー トル未満		鉄道 2,000キ ロメー トル以上						
		円	円	円	円	円	円	円		円						
	6級 以上 の職 務に ある 者	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000		381,000						
	5級 から 3級 まで の職 務に ある 者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000		324,000						
	2級 以下 の職 務に ある 者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000		282,000						
	備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。															

新	旧	改正理由等																																																										
(削除)	<p>別表第2（第28条、第29条、第31条、第32条関係） 外国旅行の旅費</p> <p>1 日当、宿泊料及び食事料</p> <table border="1" data-bbox="1389 323 2288 1087"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">日当(一日につき)</th> <th colspan="4">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食事料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6級以上の職務にある者</td> <td>7,200</td> <td>6,200</td> <td>5,000</td> <td>4,500</td> <td>22,500</td> <td>18,800</td> <td>15,100</td> <td>13,500</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>5級から3級までの職務にある者</td> <td>6,500</td> <td>5,500</td> <td>4,500</td> <td>4,000</td> <td>20,100</td> <td>16,800</td> <td>13,500</td> <td>12,100</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>2級以下の職務にある者</td> <td>5,800</td> <td>4,800</td> <td>3,900</td> <td>3,500</td> <td>17,700</td> <td>14,800</td> <td>11,900</td> <td>10,700</td> <td>5,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 指定都市とは、理事長が別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として理事長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で理事長が別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として理事長が別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で理事長が別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。</p>	区分	日当(一日につき)				宿泊料(1夜につき)				食事料 (1夜につき)	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		円	円	円	円	円	円	円	円	円	6級以上の職務にある者	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	5級から3級までの職務にある者	6,500	5,500	4,500	4,000	20,100	16,800	13,500	12,100	6,000	2級以下の職務にある者	5,800	4,800	3,900	3,500	17,700	14,800	11,900	10,700	5,300	
区分	日当(一日につき)				宿泊料(1夜につき)				食事料 (1夜につき)																																																			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																																																				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																			
6級以上の職務にある者	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700																																																			
5級から3級までの職務にある者	6,500	5,500	4,500	4,000	20,100	16,800	13,500	12,100	6,000																																																			
2級以下の職務にある者	5,800	4,800	3,900	3,500	17,700	14,800	11,900	10,700	5,300																																																			

新	旧	改正理由等																																	
(削除)	<p data-bbox="1389 205 1665 235">2 支度料及び死亡手当</p> <table border="1" data-bbox="1374 239 2279 814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">支度料</th> <th rowspan="2">死亡手当</th> </tr> <tr> <th>旅行期間1 月未満</th> <th>旅行期間1 月以上3月 未満</th> <th>旅行期間3月 以上</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級以上の職務 にある者</td> <td>78,160</td> <td>94,910</td> <td>111,650</td> <td>580,000</td> </tr> <tr> <td>7級又は6級の 職務にある者</td> <td>70,070</td> <td>85,090</td> <td>100,100</td> <td>520,000</td> </tr> <tr> <td>5級から3級まで の職務にある者</td> <td>61,990</td> <td>75,270</td> <td>88,550</td> <td>460,000</td> </tr> <tr> <td>2級以下の職務 にある者</td> <td>53,900</td> <td>65,450</td> <td>77,000</td> <td>400,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支度料			死亡手当	旅行期間1 月未満	旅行期間1 月以上3月 未満	旅行期間3月 以上		円	円	円	円	8級以上の職務 にある者	78,160	94,910	111,650	580,000	7級又は6級の 職務にある者	70,070	85,090	100,100	520,000	5級から3級まで の職務にある者	61,990	75,270	88,550	460,000	2級以下の職務 にある者	53,900	65,450	77,000	400,000	
区分	支度料			死亡手当																															
	旅行期間1 月未満	旅行期間1 月以上3月 未満	旅行期間3月 以上																																
	円	円	円	円																															
8級以上の職務 にある者	78,160	94,910	111,650	580,000																															
7級又は6級の 職務にある者	70,070	85,090	100,100	520,000																															
5級から3級まで の職務にある者	61,990	75,270	88,550	460,000																															
2級以下の職務 にある者	53,900	65,450	77,000	400,000																															